

企画競争実施のお知らせ

令和3年1月4日

次のとおり企画競争を実施します。

公益社団法人日本臨床工学技士会
理事長 本間 崇

1. 概要及び日程

- (1) 事業名
日本臨床工学会及び総会（以下、「学会等」とする。）の開催に係る業務委託
- (2) 履行期間
連続する3回の学会等の開催期間
- (3) 履行場所
公益社団法人日本臨床工学技士会の指定による学会等の開催地
- (4) 契約方法
企画提案書及び附属書類（以下「企画提案書等」という）等による評価
- (5) 競争に係る説明会
令和3年1月15日（金）15時に対面又はWebにて実施
- (6) 企画書等の提出期限
令和3年1月28日（木）17時必着
- (7) 評価結果
令和3年2月上旬を予定

2. 照会先

説明会の資料交付、企画提案書等の送付先、契約条件等を示す場所及び問い合わせ先
113-0034 東京都文京区湯島1丁目3-4 KTお茶の水聖橋ビル5階
公益社団法人日本臨床工学技士会事務局長 吉田秀宏
電話 03-5805-2515

3. 競争に参加する者の必要事項

- (1) 次に該当しない者であること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者、または、これを代理支配人その他の使用人として使用する者についても（1）と同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を

故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

- ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。また、運営委託業務を受託するにあたり十分な体制整備が整えられていること。
- (4) 法人等を設立して5年以上経過しており、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- (5) 過去5年間（平成26年度～平成30年度）において同等規模のイベント（医系学会で3千人規模以上の会議）開催の企画・運営業務の委託実績を有すること。
- (6) 委託する業務の全部を他の業者に再委託することがないこと。
- (7) 不正及び不誠実な行為がないこと。

4. 企画競争による決定方法

競争に参加する者の必要事項が確認できた者から受理した企画提案書及び付属書類の内容について評価を行い、最も高い評価を「第1交渉権者」とするが、「第1交渉権者」と契約の締結に至らなかった場合は、次順位の業者へ交渉権が移行する。

5. 説明会の参加申し込み期間

令和3年1月8日（金）までに、会社名 所属 担当者の氏名等（電話、FAX、メールアドレス）を2.の照会先に連絡すること。

6. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語は日本語とする。
- (2) 評価が同得点の場合は、当該参加者によるくじ引きにて第1交渉権者を決定する。